

2024年(令和6年)11月8日

第2回藤沢市子ども・子育て会議 資料2-2

「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」

第4章における掲載事業（113事業）

令和5年度の実施について

「第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた計画事業の令和5年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲6事業 含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 子育て支援の充実	27	51%	25	47%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	53
2. 親子の健康の確保及び増進	5	28%	12	67%	1	6%	0	0%	0	0%	0	0%	0	18 (うち再掲2)
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	11	39%	17	61%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	28 (うち再掲1)
4. 子育てしやすい生活環境の整備	10	77%	2	15%	0	0%	0	0%	0	0%	1	8%	0	13
5. 仕事と家庭との両立の推進	2	29%	5	71%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	7 (うち再掲3)
6. だれひとり取り残さない 地域共生の推進	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0
合計	55	46%	61	51%	1	1%	0	0%	0	0%	1	1%	1	119 (うち再掲6)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし

「第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に掲げた計画事業の令和2年度～令和6年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲6事業 含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 子育て支援の充実	25	47%	27	51%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	53
2. 親子の健康の確保及び増進	4	22%	13	72%	1	6%	0	0%	0	0%	0	0%	0	18 (うち再掲2)
3. 豊かな心を育む教育環境の整備	11	39%	17	61%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	28 (うち再掲1)
4. 子育てしやすい生活環境の整備	9	69%	4	31%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	13
5. 仕事と家庭との両立の推進	2	29%	5	71%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	7 (うち再掲3)
6. だれひとり取り残さない 地域共生の推進	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0
合計	51	43%	66	55%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%	1	119 (うち再掲6)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし

●基本目標1 「子育て支援の充実」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度	令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱1 子育て支援サービスの充実	1	子育て支援センター事業の充実	子育て企画課	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て全般に関する専門的な子育て支援の拠点として、地域のニーズにあった交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供など子育て家庭が地域の中で安心して子育てができる支援体制の構築をめざします。	乳幼児期から就学前までの親子を対象に、子育て支援事業を実施。来所者はのべ62,384人。子育てに関する相談は14,362件受けた。1センターを除き、予約制を廃止した。市内7か所で開催している巡回子育てひろばは、計113回実施。利用者数は1,873人。相談件数は513件。	A	計画当初は新型コロナウイルス感染症の流行のため予約制としていたが、予約制を廃止したことで、利用者の増加に繋がった。利用希望者数に対して、施設の広さが充分でないため1センターは予約制を継続している。今後は、昼休みに開所していた時間も開所して、親子の居場所づくりをより良いものにしていく。	A
	2	つどいの広場事業の充実	子育て企画課	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	身近な地域における子育て支援の場としてそれぞれの地域の特徴を生かした子育て支援を充実させます。	妊娠期から就学前までの親子が気軽につどい交流できる場として、つどいの広場事業を市内4か所で開催。利用者数24,291人。子育てに関する相談1,685件に対応。子育てに関する情報提供を10,017件行った。令和5年度より予約制を廃止。子育て中の親子がより利用しやすい環境をつくることのできた。	A	新型コロナウイルス感染症の流行のため行っていた予約制を廃止したことで、令和2年度は6,375人だった利用者が、約4倍に増加した。5年間継続的に親子が集う場を提供し、子育ての相談に応じたり、保護者の気持ちに寄り添っていくことができた。委託事業者の高齢化により、今後の担い手不足が課題となる。	A
	3	子育てふれあいコーナー事業の推進	子育て企画課	地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	市内子どもの家、児童館を活用し、親子同士や子育てボランティアとの相互交流、保育士への育児相談を実施。「ふれあいふれあい」は1,856人、「きらきら☆ぼし」は1,282人の来所となり、親子の居場所として活用していくことができた。	B	継続的に親子の居場所を確保することができた。子育てボランティアの人数は毎年50人以上と充足しているが、地域により従事できる人数の偏りが大きい。北部地区でボランティア養成講座を開催する等、人数を調整していく必要がある。	B
	4	藤沢版つどいの広場への支援	子育て企画課	地域において、つどいの広場に準じて実施している子育て中の親と子の交流を促進する自主的な活動に対して支援を行います。	地域のニーズに合わせて、子育て支援センターの子育てアドバイザーの派遣などにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	市内6か所で開催。活動団体からの依頼を受け、子育てアドバイザー、助産師、栄養士を年間7回派遣。活動団体の高齢化に伴い、後継が見つからないという現状があり、1団体は継続が困難になってしまった。各団体の活動が継続していける支援も引き続き行う必要がある。	B	各センターやつどいの広場から距離のある利用者が、身近に利用できる環境を提供することができた。藤沢版つどいの広場に関しては、事業継続が困難になってしまった団体もあり、利用者の増加に反して実施箇所が1か所減となってしまった。	B
	5	保育コンシェルジュによる相談支援の充実	保育課（子育て企画課）	子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての相談・情報提供などの支援を行います。	保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を引き続き行っていきます。また、保護者に寄り添う支援として、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実していきます。	保育コンシェルジュによる保育相談を市役所で実施するとともに、湘南台・辻堂・六会子育て支援センターにおいて、出張相談を実施した。	A	保育コンシェルジュによる保育相談を市役所で実施するとともに、湘南台・辻堂・六会子育て支援センターにおいて、相談を受けることで保護者に寄り添った支援を行うことができた。令和2年度：1,361件 令和3年度：2,538件 令和4年度：4,468件 令和5年度：4,313件 令和6年度：202件（4月のみ）	A
	6	一時預かり事業の推進	保育課	保護者の就労や病気、出産等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり事業を行います。	保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き一時預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、より効果的な事業実施に向けて、実施方法の見直しを検討していきます。	認可保育施設19施設で一時預かり事業を実施した。今後は、家庭で育児を行う保護者の負担軽減やリフレッシュなどの視点も踏まえ、事業の拡充を検討していく。	B	認可保育施設20施設（令和6年度から1施設増）で一時預かり事業を実施し、保護者の子育ての負担軽減など、多様な保育ニーズへの対応することができた。令和6年度においては、利用登録の方法の見直し等を行い、より利用者に寄り添った事業を実施していく。	B
	7	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭課	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	「まかせて会員」の割合が低い地域に対し、回覧等の周知活動を重点的に行うことにより、「まかせて会員」の増員を図ります。	【実績】 ・おねがい会員：6,671人 まかせて会員：926人 どちらも会員：557人 ・活動件数：11,056件 【課題と今後の取組】 おねがい会員と比べて、まかせて会員が少ないため、将来的に活動への影響が出ないよう、まかせて会員を確保していく必要がある。まかせて会員になるには研修会の受講が必要であるが、今後もより多くの方に研修会を受講いただけるよう、適切な研修内容・時間を設定するとともに、様々な媒体の広報を活用し、周知活動を行っていく。	A	事業の周知が図られ利用件数は年々増加しているが、子の支援を行うまかせて会員・どちらも会員がおねがい会員に比べて少ない。支援を必要としている家庭にサービスが提供できなくなるなど、将来的に影響が出ないよう、まかせて会員・どちらも会員を増やしていく必要がある。現在も様々な媒体の広報を活用して周知活動を行っているが、今後も有効的な周知活動を行うとともに、事業の見直しを行っていく。	A
	8	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	子ども家庭課	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	【実績】 ・利用日数 ショートステイ：368日 トワイライトステイ：94日 ・登録児童数 378人 【課題と今後の取組】 家庭の状況により、利用ニーズが異なる部分もあるが、ショートステイと比べてトワイライトステイの利用者が少ない。関係機関へのチラシの配布など、効果的な周知活動を行うことでより多くのサポートを必要とする方にサービス提供ができるようになる。	A	事業の周知が図られひとり親家庭等の登録が増加し、実績は増加傾向にある。今後も利用の増加が予想されるため、様々な子育て家庭のニーズに対応できるよう、継続して事業を実施していく。	A
	9	地域に開かれた保育園	保育課	保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育園連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流事業、小・中・高校生や高齢者との交流事業など、地域との交流・連携を図っていきます。基幹保育所を中心に、地域や関係機関との連携を深めながら、保育体験や子育て相談などを行っていきます。	子育て家庭交流の機会となるイベント（地域交流）は各園毎月1回、園庭開放、育児相談等は毎日全園で行っている。特に基幹保育所は週1回の地域交流を年間通して実施している。高齢者と園児の世代間交流、中学生の保育園見学、年長児の小学校との交流、基幹保育所の調整で、地域の保育施設や子育て支援センターとの交流も行った。	B	子育て家庭の交流イベントは14園で実施。コロナ禍でも園庭開放は継続し、遊び場所の確保や、イベントを入口として交流や育児相談等子育て支援につながった。コロナ禍で休止していた世代間交流等も令和5年度から再開し、高齢者や中学生など地域の様々な世代との交流の機会となっている。交流事業は、引き続き参加しやすい内容や周知方法を工夫していくと共にコロナのため一度縮小した様々な世代との交流も内容を工夫しながら発展させていく。	B

●基本目標2 「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度	令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱2 「食育」の推進	59	母子歯科保健の充実	健康づくり課	妊産期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防についての理解を促します。健康な歯を育てるための口腔ケアが受けられるように、関係機関との連携を図ります。	2歳児以降のう蝕率の増加が抑えられるように、う蝕のリスクについての保護者の意識向上のための啓発を行います。 ・2歳児歯科健診受診率：89.0%	2歳児歯科健康診査 84.7%	B	令和2年度新型コロナウイルス感染により一時集団健診を中止したが、指定医療機関での個別健診に切り替え実施。令和3年度からは感染対策を講じながら集団健診の体制を整備、一時中止していた個別相談・集団教育も徐々に再開、受診率も向上してきた。歯科保健に対する意識向上を目指し、かかりつけ歯科医を持ち定期的歯科健診につながるよう啓発に努めたが、女性の社会進出が増えたという背景から受診しやすい歯科医院希望の方もいる。児の発達に合わせた支援ができるよう今後も情報発信をしていく必要がある。	B
	60	第3次藤沢市食育推進計画「生涯健康！ふじさわ食育プラン」の推進	健康づくり課	藤沢市食育推進会議、食育講演会、ポスターやリーフレットによる食育の普及啓発、食育に関する講座の開催等を行います。	市民一人ひとりが自分に適した食生活を送る力を育むため、食育への関心を高め、実践につなげるための普及啓発を充実させます。	【令和5年度の取組】 ・食育推進会議の開催（6月、12月） ・食育講演会 6月27日(火) 「台所から始めるSDGs～持続可能な食育・暮らし方とは？ 今日からできる身近なSDGs～」 女子栄養大学 教授 井元 りえ氏 ・食育ポスター（継続掲示） ・食育リーフレット(小学1年生と子育て支援センター等に配布) ・小学生・中学生対象アイデア野菜レシピ募集（小学生162点、中学生42点の計204点） ・大学での健康教育（市内4大学） 動画配信（1大学のみ動画配信と対面での健康教育の実施） ・コンビニ・スーパーと連携した普及啓発 野菜摂取促進（8～9月）49店舗 たんばく質摂取促進（10～11月）89店舗 ・その他普及啓発（広報ふじさわ3回、レディオ湘南3回、横断幕設置、食育リーフレット配布、図書館展示等） 【今後の事業計画】 第3次藤沢市食育推進計画及び藤沢市健康増進計画（第2次）に基づき、大目標及び4つの重点目標について、市民、各種団体と連携して食育を推進する。 令和5年度で食育推進会議は廃止、令和6年度から食生活対策推進協議会（地域保健課）で、食育推進計画について審議予定。	B	第3次藤沢市食育推進計画では、食育の4つの重点目標の1つに、若い世代(20～39歳)への食育の推進を掲げ、食育の推進を行ってきた。 各事業の取組内容については、計画的に実施し、事業実施の目的を達成することができた。 評価：第3次食育推進計画最終評価アンケートの調査結果（令和5年3月）によると、乳幼児期・青少年期においては、関係機関等による日頃からの健全な食生活の実践等、食育の取組が進められている。 一方、子どもの親世代または親になる可能性のある若い世代（20～39歳）では、健康づくりの実践ができていない人の割合が低い。 【健康づくりに関する項目から若い世代（20～39歳）の指標のみ抜粋】 （1）朝食を食べる市民（全世代変化なし） （2）主食・主菜・副菜のそろった食事（2食以上）を食べる市民 悪化（令和元年度：63.2%→令和5年度：57.2%） （3）1日に野菜料理を3皿（210g）以上食べている市民 20歳以上 悪化（令和元年度：24.6%→令和5年度：21.8%） （4）よく噛んで食べる市民 悪化（令和元年度：42.2%→令和5年度：36.8%） （5）塩分を控える市民 達成（令和元年度：21.5%→令和5年度：25.6%） （6）生活習慣病予防のために普段から気をつけた食生活を実践している市民 悪化（令和元年度：45.4%→令和5年度：42.3%） 課題：若い世代の健康づくりへの意識や習慣は、子どもの生活習慣につながることから、家族全体の食改善を目的とした食育の推進やその支援体制が必要。	B
	61	子どもの発育・発達に応じた食育の推進	健康づくり課	妊産期から栄養バランスの整った適切な食生活を確立し、乳幼児期では、子どもの食の自立が順調に進められるよう支援します。生涯健康であるために「家庭における子どもの食育」を推進します。	妊産期から家族の適切な食生活について学び、乳児期、幼児期にわたるまで「家庭における子どもの食育」を推進するために各教室を系統立てて実施します。	ごっくん教室参加者数：420組、もぐもぐ教室参加者数：278組、離乳食教室～実践編～参加者数：261組、はくばく教室参加者数：104組、食物アレルギー教室参加者数46組 感染対策を講じながら教室を実施できた。前年度より参加者が増加した教室もあった。また、令和5年3月に離乳食についてのホームページを作成し、教室参加者以外の方にも情報提供できるよう体制を整えた。今後もより多くの方へ適切な情報提供を行い、乳幼児期の食生活について保護者の不安軽減につなげるため、ホームページの充実等を検討していきたい。	B	評価：令和2～4年度は新型コロナウイルス感染対策により教室を中止した期間もあったが、ホームページへの資料掲載等により情報提供を行った。 令和5～6年度は感染対策を講じた上で、定員や内容の拡充を図り実施できた。ごっくん教室は定員に達する回もあり、離乳食の始め方について保護者のニーズが高いことがうかがえた。 課題：1歳以降の教室の参加者数が年々減少していることが課題である。幼児期においても食生活に関する保護者の不安や負担軽減につながるよう、教室の実施回数や対象等、今後の事業について検討が必要。	B
	62	乳幼児（保育所）の食育の推進	保育課	子どもの健全な食生活と健全な心身の成長をめざし、子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の推進を図ります。	引き続き、市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れるとともに、保育所でも野菜等を栽培し、給食を提供していきます。 給食食材や調理法等を周知するとともに、クッキング保育等を充実し、食に関する関心を深めます。	各園での野菜栽培及びクッキング保育の実施。市内産農産物（野菜、米、大豆等）を使用した給食を提供。また、生産者との交流会を実施。掲示物等で食材紹介を実施。 食材や給食を通して食育に取り組み、食に関する関心を深めた。	B	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、制限のあるなか食育に関して取組を行った。令和5年度から制限が緩和されたことにより、徐々に従来の取組を行う。世代間交流での食育のかかわり方については今後課題となっている。	B
	63	小・中学生の食に関する指導	学校給食課	市立小学校・市立養護学校の栄養士及び教諭や、学校給食課の栄養士が、様々な食育活動をとおりて食の大切さを児童生徒に伝えるとともに、保護者に対して食育の重要性についての周知・啓発活動を行い、親子の健康保持増進に努めます。	食育活動の実施や給食だより等の発行を市立小・中学校全校（54校）及び市立養護学校に行い、内容の充実を図ります。	小学校・特別支援学校において、食の啓発「大切です！食生活」を二次元コードにて周知。また小・特別支援学校では毎月「給食だより」を、中学校19校では栄養教諭が作成した「食育だより」を年4回発行し、家庭における食育推進を促した。また、小学校、中学校、特別支援学校全校において、「食に関する指導の全体計画」を作成し、教科と関連付け、学年に応じた指導の実施に努めた。小学校では食育授業の指導案をまとめた「食に関する学習指導案集」を参考にし、各学校で指導案の検討、食育授業の実践を進めた。中学校では朝食アンケートの結果をもとに食育講話を実施した。小学校では各校で試食会を開催し、保護者への食育を進め、家庭との連携を図った。「きゅうしよくフェア」については小・中学校の給食についての掲示資料を展示、中学校給食の試食会を通して、市民への食育の理解を促した。	B	コロナ禍で直接的な食育活動ができなくなった中、給食や給食だより等を活用しながら情報発信を進め、親子の健康保持増進につながった。 試食会に関しては今後全校実施に戻せるようにし、試食会を通して保護者への食育の重要性を伝え、家庭との連携をより密に進めていく。 今後、食に関する指導の全校の底上げを進めていく。	B

●基本目標2 「親子の健康の確保及び増進」

施策の柱	個別事業に対する評価						令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	取組実績、課題及び今後の事業計画		事業 達成状況	事業の 評価及び課題等	事業 達成状況
療柱 体3 制の 小児 充実 医	64	子どもに関わる医療体制の推進	地域医療推進課	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施します。 休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。	小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続します。	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間23時までの小児救急医療を実施した。 休日・夜間急病診療所に対応していない23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応した。今後も小児医療体制の充実を図るため、引き続き現行の診療体制を継続する。	A	休日・夜間急病診療所における初期救急対応及び市民病院が実施する小児救急24時間診療体制により、小児医療体制の確保・充実が図られている。	A	
	65	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	引き続き、安全・安心な市民生活のための相談体制を維持し、子育て世代の相談窓口の選択肢として多くの市民に認識されるよう周知します。	育児・しつけに関する相談が70件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が38件あった。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行う。	B	評価：年間約16,000件の相談実績があり、健康、医療、育児、介護、精神保健等、通常窓口が異なる相談を24時間毎日の体制で一度に相談できる事業であり、件数から見ても相談事業として成果があったといえる。 課題：コロナ禍で応答率の低下した期間があった。相談の増加やコールセンターの人材確保が要因であるが、令和6年度からはWebやFAXによる相談受付を開始するとともに、応答率が悪化した際には、検証を行ったうえで対策を講じるよう仕様書等の改定を行っていく。	B	
	再掲 43	小児医療費助成事業	子育て給付課	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	2019年（平成31年）4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。	0歳から中学校3年生までの児童の入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 663,173人 ○年間助成件数 1,011,954件 ○年間助成額 2,159,013,154円 令和6年4月から助成対象年齢を18歳まで拡大。	A	令和5年4月から中学生の所得制限を撤廃し、令和6年4月からは助成対象年齢を18歳まで拡大したことにより、令和6年の助成対象者が令和2年の54,818人から約10,000人増の65,000人程度となることを見込んでおり、すべての子どもが等しく医療を受けられる環境が整備できてきた。 今後も住民異動の手続き等にて申請漏れのないよう、未申請者への申請勧奨や広報等による制度周知を継続していく。	A	
	再掲 45	未熟児養育事業	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、2,000グラム以下の乳児、又は医師が養育を必要と認めた乳児に対し、入院に係る医療費及び食事代の給付を行った。 ○受給者数90人 年間受診件数238件 年間助成額 25,340,974円	A	入院に係る医療費及び食事代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っていく。	A	
	66	小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	制度についての周知を行い、児童の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を強化していきます。	対象児童に対する日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も小児慢性特定疾病申請者および受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。 ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 給付件数3件 助成額：191,330円 ○経由事務送付件数 299件	A	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受け、在宅で日常生活を営むことに支障のある方に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も神奈川県と連携し、小児慢性特定疾病申請者及び受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。	A	
	67	予防接種の推進	健康づくり課	予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	適切な時期に予防接種が受けられるよう、その有効性や重要性などについて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制の整備を図ります。	予防接種の勧奨と接種に関する相談に随時対応した。 MRワクチンについて、新型コロナウイルス感染症の蔓延を理由として定期接種の期間に接種できなかった市民に対し、費用助成を行った。 予防接種に関する間違い接種については間違いの傾向をまとめ、受託医療機関への通知により注意喚起を行い、安全に予防接種が行えるよう努めた。	C	新型コロナウイルスの蔓延に伴い、里帰り出産等で市外や県外での予防接種の実施件数が増加したことから、指定医療機関以外での定期予防接種の実施にかかる年齢制限を撤廃し、適切な時期に接種ができるようにしたほか、藤沢市医師会や関係機関と連携し、適正な予防接種が進められるよう体制の整備を図った。今後も医療機関への情報提供や医療機関向け研修の開催、市民への啓発等、医師会や関係機関との連携を行い、継続して安全に予防接種を実施する必要がある。	C	
	68	療育医療給付事業	保健予防課	結核に罹患した児童に対する支援を行います。	結核で長期療養を必要とする児童に対して、健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	令和5年度は、該当なし。引き続き、結核で長期療養を必要とする児童への心身両面にわたる支援を行うため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行う。	B	令和2年度～令和5年度はいずれも該当なく、令和6年度についても現状該当なく、見込みなし。	B	
柱 4 学 齡 期 ・ 思 春 期 に お け る 保 健 推 進	69	思春期保健事業の実施	健康づくり課	思春期にある子どもたちが、正しい母性・父性を培うことができるよう支援します。 支援にあたっては、思春期の子どもへのアプローチとともに、周りの大人たち、双方への働きかけを行います。	健全な母性・父性の育成をめざし、思春期保健を推進します。 ・講演会の開催：年1回 ・思春期保健教育：10校	【令和5年度の取り組み】 ・思春期講演会の開催：1回 オンライン登壇 21人、アーカイブ配信 77人 テーマ「子どもを性暴力の被害・加害から守るために」 講師：群馬県警察本部 小笠原和美氏 ・思春期保健教育：12校（内訳：中学9校・高校3校） ・教育媒体の貸出し：2件 【課題と計画】 ・講演会については、オンラインやオンデマンド配信も利用し、対象者が参加しやすいような環境で開催できるよう計画していく。 ・関係機関及び学校にチラシ等を通して事業の周知を継続し、周知の時期・内容を工夫する。	B	評価：講演会については、感染症により開催できない時期もあったが、令和4年度から日時指定の集合開催よりも自由な時間に見聞きできること、プライベート空間で視聴でき参加しやすいといった参加者からの意見を取り入れ、オンデマンド配信やアーカイブ配信の開催も取り入れた。そのため、全体の参加申込数も増加し参加しやすい環境で開催することができた。 課題：講演会・思春期保健教育の周知について、事業の周知を継続するとともに、今までに参加や依頼のない機関にも活用を検討してもらえよう内容や周知時期について工夫をしていく必要がある。	B	